

# 果樹の改植・園地整備事業

平成29年度果樹経営支援対策事業および果樹未収益期間対策事業申込を募集します。

## 事業対象者

(次のいずれかに該当する方)  
 認定農業者／本人または後継者が70歳未満で果樹経営面積が77a以上である／人・農地プランに位置づけられた中心経営体  
**申込期限**…3月10日(金)  
**申込先**…農協へ出荷している生産者は、出荷のある農協へ農協以外に出荷している生産者は市農林水産課へ

事業内容	補助率	要件
①わい化りんごへの改植	定額33万円/10a	2a以上をまとめて改植すること
②普通樹りんごへの改植	定額17万円/10a	
③園内道の新設	定率 1/2	受益面積10a以上
④園地の傾斜の緩和	定率 1/2	
⑤排水路の新設(暗渠等)	定率 1/2	
⑥防風網の新設	定率 1/2	受益面積10a以上で果樹共済に加入していること
⑦防霜ファンの新設	定率 1/2	
⑧りんご園地の廃園	定額8万円/10a	2a以上
⑨条件付新植	定率 1/2	

問…農林水産課 内線2511

\*③～⑦は年度内、今回のみの募集

\*①②⑨を2a以上行くと、果樹未収益期間支援事業の対象となり、改植後4年間の育成経費の一部として、定額22万円/10aを補助します。

## 果樹共済加入促進事業

市では、平成29年産の「りんご共済」の加入者に対し、掛金の一部を助成する予定です。共済掛金も必要経費ととらえ、果樹共済に加入しましょう。

**助成割合**…りんご共済全プランの掛金部分を10%助成

**助成方法**…掛金等全額を共済組合へお支払ください。

市から共済組合を経由して、掛金一部を還付します。

**果樹共済の加入申込期間**…3月25日(土)まで

**共済制度について**…津軽広域農業共済組合果樹課

Tel(33)1513

**助成事業について**…農林水産課 内線2511

## 小さな掛金大きな補償 スポーツ安全保険

スポーツ活動、文化活動、ボランティア活動、地域活動などを行う社会教育活動(4名以上の団体)を対象とした保険です。

**対象事故**…団体活動中、往復中の事故など

\*自動車事故による傷害保険は適用されませんが、賠償責任保険は適用外です。

**補償内容**…傷害保険(通院、入院、後遺障害、死亡)／賠償責任保険／突然死葬祭費用保険

**加入受付期間**…3月1日～平成30年3月30日

**保険期間**…4月1日～平成30年3月31日

**掛金**…(1人年額)800円～1万1000円

\*年齢、活動内容により異なります。

問…スポーツ安全協会青森県支部 Tel017-782-6984

## 平成29年度 学校体育施設開放事業

市民の日常生活のスポーツの場として市立学校体育施設を開放します。

**開放する学校**…(小学校)五所川原小、南小、中央小、栄小、三輪小、三好小、東峰小、松島小、いずみ小、金木小、市浦小、旧嘉瀬小／(中学校等)五三中、五四中、金木中、金木高校市浦分校

**開放期間**…4月上旬～平成30年3月下旬

**開放時間**…19:00～21:00(準備、後片付けも含む)

\*学校により開放期間・時間が異なり、学校行事等で使用できない日もあります。学校部活動等で使用していた場合は、部活動終了後からの使用となります。

\*詳細は、市ホームページをご確認ください。

**利用条件**…原則10名以上の団体であり、使用者の半数以上が五所川原市民であること／使用開始前に団体としてスポーツ安全保険等傷害保険に加入すること／原則として1団体1校、1人1校のみの週1回の使用とする／学校施設の整備(ワックス掛け作業等)に積極的に協力すること／施設や用具等を破損した場合は、使用団体が責任をもって修理すること

**その他**…営利活動、政治活動、宗教活動は禁止とする／使用団体が多数の場合は、半面使用、隔週使用または使用不可等使用調整を行う／優先順位は①学区PTA②学区住民・スポーツ少年団等のクラブ活動とし、旧嘉瀬小については金木地区の団体を優先する

**申込み**…「学校体育施設使用申請書(スポーツ)」「使用者名簿」を、文化スポーツ課または中央公民館、市浦教育総務室へ提出してください(申込書は申込先または市ホームページから入手してください)。

**申込受付期間**…2月10日(金)まで

\*期間を過ぎての受付はいたしませんので、使用したい団体は必ず申込受付期間内にお申し込みください。

問…文化スポーツ課 内線3212